

議 案 第 9 号

富士見市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例の制定
について

富士見市在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和54年条例第36号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月14日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

在宅重度心身障害者手当の支給要件等を見直すため、富士見市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例

富士見市在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和54年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中「一」を「いずれか」に改め、同条第5号中「前4号」を「前各号」に改める。

第3条ただし書中「一」を「いずれか」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。次号において「法」という。）第17条第2号及び第26条の2第1号に規定する施設並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第14条第3号に規定する施設に收容され、又は入所している者
第3条第2号ただし書中「者で、20歳未満の重度心身障害者のうち、人工呼吸器を使用する等医療的介助が必要となる者」を「20歳未満の重度心身障害者のうち、運動機能が座位までの者」に改める。

第5条第1項中「認定請求書」を「認定申請書」に改め、同条第2項中「認定請求書」を「認定申請書」に、「認定請求に」を「認定申請に」に、「認定請求者」を「認定申請者」に改める。

第6条中「請求」を「申請」に改める。

第7条の見出し中「認定の効力」を「受給資格」に改め、同条第1項中「一」を「いずれか」に、「認定の効力」を「受給資格」に改める。

第9条中「認定請求」を「認定申請」に改める。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。